

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本地域防災計画 共通対策編 第1章 第1節のとおり。

第2節 災害対策本部の設置・関係者との連携協力の確保

第1 災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、本計画 共通対策編 第3章 第1節「応急活動体制計画」にしたがい、「南アルプス市災害対策本部」を設置する。

第2 地震発生時の応急対策

1 情報活動の強化

市は、市庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、気象庁の発表する正確な情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、速やかに地震発生後の初動体制を取ることとする。

2 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、本計画 共通対策編 第3章 第3節「予報及び警報等の受理・伝達計画」 第4「地震に関する情報等の伝達」に準ずる。

3 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて公共施設等、特に防災拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況の把握に努める。

4 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関等との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について必要な措置をとる。

5 医療救護活動

本地域防災計画 共通対策編 第3章 第16節「医療対策計画」による。

6 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等において調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

7 緊急輸送活動

本地域防災計画 共通対策編 第3章 第13節「緊急輸送対策計画」による。

8 交通確保対策

本地域防災計画 共通対策編 第3章 第11節「交通対策計画」による。

9 防疫・保健衛生活動

本地域防災計画 共通対策編 第3章 第17節「防疫対策計画」による。

10 文化財の保護

本地域防災計画 共通対策編 第2章 第16節「文化財災害予防対策計画」に準ずる。

第3 資機材、人員等の配備

1 物資等の調達手配

物資等の備蓄及び調達等については、「南アルプス市防災備蓄計画」のとおり。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を山梨県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、山梨県に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材等

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第4 他機関に対する応援要請

1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、本地域防災計画 共通対策編 第3章 第4節「応援要請計画」のとおり。

2 市は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第5 帰宅困難者への対応

1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 南海トラフ地震に関連する情報

第1 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりである。

○「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表

| 情報名 | 情報発表条件 |
|---------------|---|
| 南海トラフ地震臨時情報 | <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p> |

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

| キーワード | 各キーワードを付記する条件 |
|--------|---|
| 調査中 | <p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関係性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 |
| 巨大地震警戒 | 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合 |
| 巨大地震注意 | <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内^{*1}において、モーメントマグニチュード^{*4}7.0以上の地震^{*3}が発生した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 調査終了 | (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれも当てはまらない現象と評価した場合 |

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（次図参照）

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

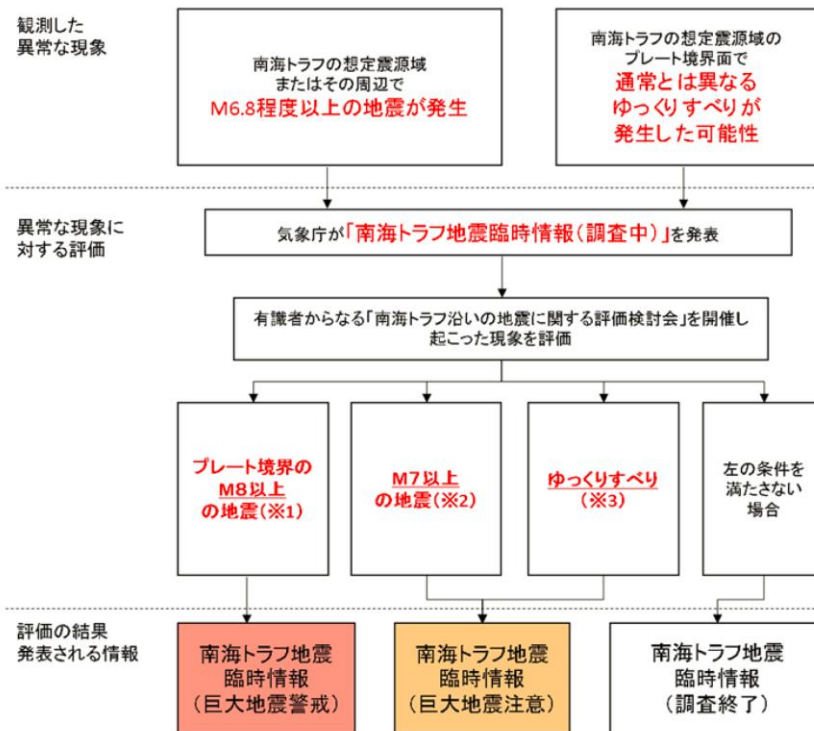
※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュード

を用いている。



第2 情報発表までの流れ

気象庁による、異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



図は、異常な現象を観測した後における情報発表の代表的な流れを示したものであり、現象の推移等によっては、実際に発表する情報は、この図と異なる場合がある。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、防災危機管理課長、防災危機管理課防災担当職員全員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報の収集及び関係団体等に伝達するとともに、災害警戒本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

なお、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、本計画 共通対策編 第3章 第3節「予報及び警報等の受理・伝達計画」 第4「地震に関する情報等の伝達」に準ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、直ちに「南アルプス市災害対策本部」を設置し、的確かつ円滑にこれを運用する。

災害対策本部設置後、速やかに本部員会議を開催し、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し今後の備えについて呼びかけを行う。

市民に呼び掛ける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め
- ・家庭における備蓄の確認 等

関係部局においては、災害対策本部員会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

なお、地震発生から1週間（地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。）は、災害対策本部体制で嚴重な警戒を行う。

1週間経過の後、さらに1週間（地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間。）は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を継続する。

当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、市民等への周知については、共通対策編 第3章 第9節「災害広報計画」のとおり。

3 災害応急対策を取るべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地

震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。) に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

ア 南海トラフ巨大地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、事前に避難が必要となる危険区域等をあらかじめ事前避難対象地区として指定する。

なお、事前避難対象地区は、地震により地すべりやがけ崩れの発生を考慮し、土砂災害警戒区域を基本として、南海トラフ巨大地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際、指定する。

イ 地震の発生に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画について策定する。

ウ 市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

エ 市は、要配慮者等及び地域住民等に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、日頃から地震への備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

(2) 避難所の運営

市における、避難後の救護の内容については、「南アルプス市避難所運営マニュアル」のとおり。

5 消防機関等の活動

(1) 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 地震情報等の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難経路の確保

6 防犯対策

山梨県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

ア 電力業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

イ 指定公共機関東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社は、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

(3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

指定公共機関東日本電信電話株式会社山梨支店は、情報を確実に伝達するため、電源を確保する。

また、地震発生後、電波が輻射した場合の対策等の措置を講ずる。

(5) 放送

放送業者は、次の措置を講ずる。

ア 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

イ 発災後も円滑に放送を継続し、警報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的内容を定める。

8 交通

(1) 道路

市、県公安委員会は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報の交通規制、主要避難路等の交通規制の情報について提供する。

(2) 鉄道

鉄道業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ運航規制等の情報について情報提供を行うものとする。

9 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 飲料水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

<留意事項>

1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 河川、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の措置
- (ウ) 保育所、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - ・ 児童生徒等に対する保護の方法
 - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- (エ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 なお、具体的な措置内容は施設ごと別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急通行車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断し、労働者等の安全を確保する。

10 滞留旅客者等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客者等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策をとるものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、災害警戒本部を設置し、本部員会議を開催し、一部割れのケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応する。

さらに、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

市民に呼びかける今後の備えの例

- ・ 家具の固定
- ・ 避難場所及び避難経路の確認
- ・ 家族との安否確認手段の取決め
- ・ 家庭における備蓄の確認 等

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部員会議の開催に代えて災害対策本部員会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応する。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

2 南海トラフ地震臨時情報意（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、市民への周知方法については、共通対策編 第3章 第9節 災害広報計画のとおり。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。また、市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の市の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、防災危機管理課長、道路整備課長は、所要の準備を終了し、全部局にその旨を連絡する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(以下の事業について具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を記載する事業については、政令・告示に留意すること)

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備
 - (1) 市防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線
- 8 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、干渉地域として緑地、広場、その他の公共空地の整備を行うものとする。
 - (1) 市の事業
 - (2) 特定事業所の事業

(整備計画の作成に当たって配慮すべき事項)

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、防災週間等を通じて積極的に、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客者等に対する避難誘導訓練
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

(防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項)

- (1) 避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫すること。
- (2) それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関で行うものとし、防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

(9) 避難生活に関する知識

(10) 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。